

会津労働基準監督署発表
令和8年2月6日（金）

【照会先】
会津労働基準監督署
第二方面主任監督官 更科 裕介
(電話) 0242-26-6494

報道関係者 各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

—4か月分の賃金不払いの疑い—

会津労働基準監督署（署長 管家紀男）は、本日、個人事業主Aを、最低賃金法違反の疑いで会津若松区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者9名に対する令和7年1月分から4月分までの4か月分の定期賃金（約247万円）をそれぞれの所定支払日に支払わなかった疑い。

1 被疑者

個人事業主A

所在地：福島県会津若松市西年貢

事業内容：はん用機械器具製造業

2 違反条文【別紙1（関係条文）参照】

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

3 被疑概要

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、アーネストという屋号を用いて製造業を営む個人事業主Aは、労働者9名に対する令和7年1月分から令和7年4月分（令和7年1月1日から同年4月30日まで）までの定期賃金合計約247万円を、それぞれの所定支払日である翌月10日に、福島県最低賃金（時間額955円）以上の賃金を支払わなかった疑いがあるものです。

4 その他

福島県最低賃金は、令和6年10月5日から令和7年12月31日までの期間は時間額955円でした。なお、令和8年1月1日からは時間額1033円に改定されています。

○最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第二項～第四項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定期別最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。